

2019年度 研究活動の不正行為防止実施計画

「旭川医科大学における研究活動の不正行為防止計画」に基づき、防止計画を具体的に推進するため、2019年度の防止実施計画を次のとおり策定し、実施する。

I. 不正を事前に防止するための取組

- (1) 職員の意識の浸透を図るため、コンプライアンス推進責任者を通じて、コンプライアンス教育の受講義務化と受講管理（誓約書の徴取を含む）の徹底を図る。
- (2) 学内e-ラーニングシステム及びeAPRIN等の学外Webコンテンツを引き続き活用し、コンプライアンス教育を含む研究者教育の充実を図る。
- (3) 監査室との連携強化を図り、他機関の実例を参考に不正発生要因の調査・分析を行い、本学における具体的な要因や背景を把握し、改善策などを策定し不正発生の防止に努める。

II. 組織内の責任体制の明確化

旭川医科大学の研究活動における不正行為防止及び公的研究費の管理・運営体制に関する規程に規定する最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者の責任体制のもと、適正な運営管理を行う。

III. ルールの明確化と周知徹底

- (1) 研究上の不正行為・研究費の不正使用防止のための説明会や研修会を通じ、継続的に意識向上を図る。
 - ① 研究者教育講習会の1講義として年間1回実施し、併せて、e-ラーニングシステムを継続的に運用し、教育コンテンツを提供する。
 - ② 教職員に対し、不正を行った者は、研究費の不交付や返還、応募制限等の罰則、就業規則に定める懲戒等の対象となる事について事前に周知し、不正の防止を図る。
 - ③ 学内e-ラーニングシステムの運用及びeAPRIN等の学外Webコンテンツの利用登録を継続して行い、研究者等に対し学習環境を提供する。
- (2) 「研究費使用ハンドブック」について、適宜見直しを行い、大学院入学者ガイダンスや研究上の不正行為・研究費の不正使用防止のための説明会時等に案内、大学HPへの公開を行う等周知徹底することにより、コンプライアンス意識の向上を図る。
- (3) 研究不正等に係る大学HPのコンテンツについて、職員等へ最新情報を迅速に提供できるよう適宜更新・周知を行う。

IV. 研究費の予算執行管理方法の見直しと適正化

コンプライアンス推進責任者を通じ、定期的な経費執行状況確認を行い研究費等の管理を行う。

V. 納品検収体制における実効性の維持

本学の「検収センター」を中心とした、納品検収体制について、引き続き検収を行いその実効性を維持する。

- (1) 特殊な役務（データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保守・点検など）に関する検収の体制及び方法について、ルールに基づき引き続き運用する。
- (2) 引き続き換金性の高い物品を、適切に管理する。

VI. 雇用と謝金の運用の適正化

非常勤雇用者（謝金雇用も含む）の雇用管理については、担当課が採用時や定期的に、面談や勤務条件の説明、出勤簿・勤務内容の確認等を行う。

VII. 旅費支給ルールの明確化と運用の適正化

研究者から用務内容、訪問先、宿泊先、面談者等が確認できる報告書等を提出させることを周知徹底し、研究者の出張計画の実行状況等を担当課で把握・確認する。

VIII. 全学的モニタリングの実施

- (1) 設備・備品（固定資産）については、現品確認を行い、また、少額備品及び換金性の高い物品については、無作為に抽出し、使用状況、管理方法の確認を行う。
- (2) 内部監査部門は、研究費に関するモニタリングを行い、定期的に支出内容の妥当性について検収を行う。
- (3) 内部監査部門は、不正発生要因に応じた監査計画を立案し、抜き打ち等を含めたリスクアプローチ監査を実施する。
- (4) 監事、監査室及び会計監査人は定期的に情報交換を行うことで、情報の共有に努め、不正行為防止のための対応策や監査の手法等について、相互に検討し、効率的かつ実効性のある監査を行う。